

死亡労働災害の多発による 栃木労働局長緊急メッセージ

～ 産業現場で働く皆さまへ ～

今年の栃木県下における休業4日以上之死傷者数は、9月末日現在で、1,566名で、昨年同時期と比較し324名の大幅な増加となっており、依然として増加傾向が続いています。一方、死亡者数は、10月末日現在での速報値で15名にのぼり、特に、10月に入ってから、3名もの尊い生命が失われ、既に、昨年一年間の被災者数を6名上回る、誠に由々しき事態となっています。

もとより死亡労働災害などの重篤な災害は、決してあってはならない、発生させてはならないものです。

しかしながら、今年の死亡災害の内容をみますと、依然として高所からの「墜落、転落」災害、機械・装置等による「はさまれ、巻き込まれ」災害、地山の「崩壊」災害など、これまでも発生した災害と同じような災害が大半を占めており、基本的な安全対策を講じていれば発生しなかったと思われる災害、起こるべくして起きた災害がほとんどであることは残念でなりません。

こうした中、栃木労働局では、死亡災害はもちろんのこと、これ以上死傷災害を発生させないとの強い決意のもと、10月1日から12月31日までの間、“あわてず あせらず あなどらず”をキャッチフレーズとした「Aない声かけ3か月運動」を全県下で展開中です。

事業者におかれましては、栃木県内の労働災害が多発傾向にあることを踏まえ、経営トップ自ら「労働災害は絶対に起こさない」という強い決意を従業員に示すとともに、リーダーシップを発揮し、作業前の点検、安全な作業手順の遵守、5S（整理・整頓・清潔・清掃・躰（しつけ））活動、危険予知活動、指差呼称などの基本的な安全活動や巡視活動の強化、産業現場で働くみんなが声をかけあうことによる安全行動の実践など、災害防止対策の徹底を図っていただくよう心よりお願い申し上げます。

令和3年11月10日

栃木労働局長 藤浪 竜哉